

日本労働年鑑 第56集 1986年版  
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

V 「合理化」と労働組合

5 労働時間短縮闘争

総評の時短闘争

先進諸国のうちで労働時間が著しく長い日本の現状については、貿易摩擦ともからまって国際的にもきびしい声が強まっている。こうしたなかで、総評は八四年七月の大会で八四年秋季闘争の柱として労働時間短縮にとりくむことを決めた。時短闘争にとりくむ準備として総評は八三年に労働時間の実態調査をおこなっているが、二九七五組合を対象としたこの調査によれば、年間の所定内平均労働時間は二〇五六・八時間で、一〇〇〇人以上規模企業では二〇〇〇時間を切るものの小企業はこれを一七〇時間も上回るなど企業規模による格差も大きく、また年間の所定外労働時間の平均は二七八・五時間で、私鉄や炭労などでは四〇〇〇時間以上にのぼった。時短集中月間とされた一〇月には、闘争の一環として正月三ガ日を三連休の「国民の祝日」として法制化するよう提唱した。これは、法休定日として昔から定着しているものに限ると現実的であり、またスーパーなどで近年三ガ日休日の慣行がくずれ、出荷作業をふくめると元旦も休めないという動向を重視したためである。ついで、八五春闘も「時短春闘」元年と位置づけることとした。

八四年一月九日には、総評・同盟・中立労連・新産別ならびに全民労協の時短担者当会議が開かれ、統一要求を掲げて運動を進めていくことを決定した。具体的には、(1)一日八時間・週四〇時間労働、週休二日制などを柱とする労働基準法の統一改正要求を八五年中にまとめる、(2)当面四月末からのゴールデンウィークの完全連休の法制化と、正月三ガ日の休業化を実現する、(3)金融機関の週休二日制を求めて政府・業界に働きかけるというものである。時間短縮に向けた、全民労協をふくむ労働団体の共闘はその後いっそう強められた(第七三回総評大会各局報告書)。

同盟の時短闘争

同盟は八四年七月に開かれた中央評議会で、労働時間短縮の方針、具体的には(1)すべての組合が一九八四・八五年度をメドに年間労働時間の二〇〇〇時間への短縮をはかる、(2)この目標を実現するため短縮の重点目標、段階目標を設定すること、を決めた。また、四月二十九日から五月五日までの間を「太陽と緑の週」として設定し、連続した休暇とするよう所要の法改正を求めていくことにした。この「太陽と緑の週」構想は、労働時間についての法改正をめぐる総評が打ち出した正月三連休とかかわって、同盟の独自性を主張するものとなった。もともとの構想は、新自由クラブの山口代議士(のち労相)が八四年五月に「五月四日を『花と緑の日』といった休日にして三連休を実現したい」と述べたことが発端で、同盟の提起はこれに歩調をあわせ、計画を拡充したものである。山口労相は、大臣就任後の八四年二月一日の記者会見で「ゴールデンウィークを『太陽と緑の週』として集中休暇にすることは、私が初めて発表した構想でもあり、ぜひ実行したい」とした。

八四年二月からの労働団体共闘ではこの「太陽と緑の週」構想が法改正をめぐる主要課題とな

り、国会ならびに政府にたいする行動がとりこまれた(具体的経緯は第二部-VIII「制度政策要求闘争」を参照)。

八五年一月の第二一回定期大会で同盟は賃上げと時短推進を決議、時短では「労働時間の国際水準への平準化」をめざし、「すべての組合が八五年度中を目途に年間総労働時間の二〇〇〇時間への短縮をはかる」、「年間所定内労働時間の短縮(週四〇時間、完全週休二日制の確立、休日増加等)、所定外労働にたいする規制強化」などを決定した。同盟は大会終了後、「労働時間短縮に関する国際シンポジウム」を開催、AFL・CIO、OECD・TUACなど海外の代表八人と同盟からの計九人をパネリストにして、活発に議論がなされた。海外の代表からは日本の長時間労働にたいする疑問と批判が続出した(第二一回同盟年次大会資料)。

## 労働基準法研究会中間報告への批判

八四年八月、労相の私的諮問機関である労働基準法研究会は、労働基準法を改正して「週四五時間、一日九時間」(現行週四八時間、一日八時間)の新たな法定労働時間を設けるべきだとの中間報告をまとめた(報告全文は『労政時報』第二七〇七号、一九八四年九月一日に掲載)。これにたいし、労働側はいっせいに反発を強め、同年九月に開かれた各労組定期大会での労働界幹部のあいさつでは、「一日九時間労働は絶対に認めるわけにはいかない。世界的に日本の長時間労働が問題にされている時にこのような報告を出す神経は疑われてしかるべきだ」(黒川総評議長)、「先進諸国の労働時間短縮の流れに逆行するもので、わが国の労働時間短縮を大きく後退させかねない」(豎山前中立労連議長)、「国際的な基準の意味も理解しないままに、基準を値切るような考えを打ち出せば、貿易摩擦にからんで諸外国の反発を招くのは必至。発想を転換すべきだ」(塩路自動車総連会長)などの批判が、労働基準法研究会が学者のみで構成されていることへの批判とあわせて、あいついだ(『日本経済新聞』八四年一〇月八日付)。

その後、まず総評が八四年一〇月末に独自に「労働基準法改正の基本的考え(労働時間関係)」を作成、当面の焦点である労働時間、休日・休暇などに限定して一日八時間、一週四〇時間労働をはじめとする基本的な考え方を提起(同「考え」全文は『労政時報』第二七一八号、一九八四年二月七日に掲載)、ついで同盟も「労働基準法改正要綱」を発表(全文は『労政時報』第二七二二号、一九八五年一月四日に掲載)、翌八五年二月には全民労協が労働基準法改定に向けての独自の見解をとりまとめ、発表した(全文は『労政時報』第二七三三号、一九八五年四月五日に掲載)。

これら三つの案はいずれも「週四五時間制」に対抗して「週四〇時間制」を柱としている。最新の全民労協案では、まず、労働基準法研究会が示した「一日九時間・週四五時間、年次有給休暇最低一〇日間」を骨子とする提言を「国際協調の立場を無視した時代錯誤のもの」と批判し、MEなど新技術の進展や高齢化など産業構造の変化に対応した改正を目指すべきだとしている。具体的には、(1)法定労働時間は一日八時間、週四〇時間、(2)原則として週休二日制を明記、当面は「一週一日」を最低基準に労働協約・就業規則でプラス一日の休日を実施、(3)年次有給休暇は最低一五日とし、使用者側の付与義務と労働者側の休暇取得権を明記、(4)時間外労働は一日三時間、一ヵ月四〇時間、三ヵ月一〇〇時間以内とする、などがその内容となっている。

全民労協により三案がでた労働側は、八五年夏に予定される労働基準法研究会の最終報告と時をあわせる形で、統一案を作成し、政府に実現を迫る予定である。もっとも三つの案は「一日八時間・週四〇時間制」など基本は共通しているものの、たとえば週休二日制について、総評案はこれを労基法に明記するよう求めているのにたいし、同盟案は「産業によって就業形態が大きく異なり一律の規定は無理」だとして個別企業の労働協約に委ねるとし、全民労協案は右のように両者の中間的

表現をとるなど、調整の余地は少なくない。

## 電機労連の運動

電機産業全体でみて、一九六〇年以来わずかずつだが短縮してきた所定内労働時間は、石油ショック後の七六年から横ばいとなり、所定外労働時間は増大の一途をたどった。その結果、年間総労働時間は、石油ショック前の水準まで後退した。一九八四年の所定外労働時間は二五三時間で、一九六一年の数値に匹敵する。こうして、電機産業は、一九八四年には製造業でもっとも所定外労働時間の長い産業となった。電機労連は、このような事態にたいし、「長時間労働は、労働者の健康や家庭に有害な影響を与えているだけでなく、国際経済摩擦を激化する要因の一つ」であるとして、八四年一〇月から一一年にかけて労働時間対策強化月間を設けて、以下の行動にとりくんだ。まず、各組合は、教育宣伝・点検・調査活動をいっせいにおこない、電機労連全体としては、一〇月二四日の産業別労使交渉で、「労働時間対策に関する要望書」を提出し、経営者も企業ごとに労使協議を開くよう積極的な対応を求めた。また、電機労連本部は、加盟組合を対象として、八五年の時間短縮計画の調査をおこなった(第三三回電機労連定期大会資料)。

## 鉄鋼労連「労働時間短縮の中・長期指針」

鉄鋼労連は、八四年九月一九日から二一日にかけて東京の江東公会堂で開かれた第七一回定期大会で、一九八五、八六の両年度にわたる運動方針を決定した。そのなかでとくに注目されるのは、「生活改善のもつとも重要な柱」としてとりくむことが決まった労働時間の短縮についてである。鉄鋼労連は、二年がかりでまとめ上げた「労働時間短縮の中・長期方針」を同大会で採択し、これを基本に労働時間短縮闘争を進めることとした。この指針で掲げた基本目標は、年間所定労働時間を一九六〇時間(現行の大手の平均は一九八六時間)とするとともに、月間一人平均二〇時間、一人最高三〇時間以内への時間外労働の規制、休憩の改善(休憩時間の分割の廃止と食事交替回数削減)、勤続一年以上は年次有給休暇を二五日(現行は二〇日)にすること、などが柱となっている。

こうした目標にもとづいて、今後の労働時間短縮は産業の枠をこえて実現をめざす課題であるという認識のうえに、金属労協を共闘の場として統一した目標を設定し、今後労働時間短縮のとりくみを展開していくことがめざされている(第七一回鉄鋼労連定期大会資料)。

【参考資料】(1)総評第七三回定期大会資料、(2)総評第七三回定期大会各局報告書、(3)同盟第二一回年次全国大会資料、(4)全国金属『全国金属』、(5)『生産性新聞』、(6)全造船機械『全造船機械』、(7)全国セメント『全国セメント』、(8)紙パ労連『紙パ労連』、(9)私鉄総連『私鉄新聞』、(10)全港湾『港湾労働』、(11)『労働運動白書』、(12)全電通『全電通』、(13)国労『国労新聞』、(14)自治労第八二回中央委員会一般経過報告書、(15)電機労連第三二回定期会資料、(16)『月刊いのち』、(17)『労政時報』、(18)『社会新報』、(19)電機労連第三三回定期大会資料、(20)鉄鋼労連第七一回定期大会資料

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

